

○モザンビーク国際平和協力業務の 実施の結果

(平成7年3月7日)

1 経緯

昭和50年の独立以来、戦乱と国内混乱が続いていたモザンビーク共和国においては、平成4年10月にモザンビーク包括和平協定が調印され、これを受け、同年12月には国際連合安全保障理事会において、国際連合平和維持活動として、軍事部門、選挙部門、人道部門及び行政部門の4部門からなる国際連合モザンビーク活動(以下「ONUMOZ」という。)が設立された。さらに平成6年2月には、これに文民警察部門が追加され、世界各国から派遣された6,000人を上回る要員が参加し、活動してきた。当初、ONUMOZの活動期間は、平成5年10月31日までとされていたが、逐次延長され、平成6年12月9日のモザンビーク新政府の成立まで活動が行われた。

我が国に対しては、司令部業務分野並びに人員及び装備品等の輸送の調整等の輸送調整業務分野への要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」

という。)に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件が満たされていた。具体的には国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、ONUMOZについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られていた。

また、我が国として現地の状況、ONUMOZの活動内容等を把握するため二度にわたり現地に調査団を派遣し、その調査結果をも踏まえて、我が国としてなし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、平成5年4月27日、この要請に応じて「モザンビーク国際平和協力業務の実施について」及び「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成5年政令第166号)」の閣議決定を行い、同年5月6日にモザンビーク国際平和協力隊を設置した。その後、ONUMOZの活動期間の延長を受けてモザンビーク国際平和協力隊の派遣期間も当初平成5年11月30日までとなっていたものを逐次延長し、平成7年2月15日までとした。

選挙監視業務分野への要員の派遣についても、国際連合から我が国に対し要請があり、これに応じて、平成6年10月11日、「モザンビーク国際平和協力業務実施計画の変更について」及び「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する

政令（平成6年政令第333号）」の閣議決定を行った。

これらにより、司令部業務分野及び選挙監視業務分野に要員を派遣し、国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、輸送調整業務分野における国際平和協力業務を実施した。

さらに、我が国はONUMOZの円滑な任務遂行に協力するため、平成6年7月、国際平和協力法に基づく物資協力として、モザンビーク国民に対する選挙のための広報・教育活動に使用するための視聴覚機材（テレビ・ビデオデッキ、小型ラジオ）の供与を行った。

2 モザンビーク国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 司令部業務の概要

ONUMOZの司令部業務は、総司令部並びに全国を南部、中部及び北部の三つに分けた地域司令部で、各国から派遣された約200名の司令部要員により行われた。

大内義輝3等陸佐以下5名の司令部要員（以下「第1次司令部要員」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成5年5月14日から逐次本邦を出発、同月18日までに全員がモザンビークに到着し、同月20日からONUMOZの司令部要員の一人として各国からの要員と協力しつつ業務を実施した後、平成6年5月29日までに帰国した。

次いで池田安一郎3等陸佐以下5名の司令部要員（以下「第2次司令部要員」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成6年5月18日に本邦を出発、同月19日にモザン

ビークに到着し、第1次司令部要員の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、平成7年1月27日までに帰国した。

我が国が派遣した第1次及び第2次の各5名の司令部要員は、2名がマプト州の総司令部に、1名が同州の南部地域司令部に、2名がソファラ州の中部地域司令部にそれぞれ配置された。総司令部に配置された要員のうち1名は、中長期的な業務計画の立案を担当し、ONUMOZに派遣された各国要員に対する研修計画、部隊の撤収計画等を作成した。他の4名の要員は、総司令部並びに中部地域及び南部地域司令部において輸送の業務に関する企画及び調整の業務を担当し、具体的にはそれぞれの司令部における毎日・毎週の運航計画並びに輸送人員及び貨物の把握・整理、輸送手段及びスケジュールの調整、人員及び貨物の輸送リストの作成等を行った。

我が国の司令部要員は、ONUMOZ司令部において母国語及び慣習の異なる世界各国から派遣された要員との調整という困難を克服しながら業務を実施し、夜間又は週末においても無線機を携行する等、常に緊急の輸送要請等に備え待機した。

要員は、窃盗等の犯罪が多く発生し、衛生状態も劣悪である等厳しい環境の下で民家を共同で借り上げ、現地で食料等を調達し、必要に応じ我が国からの物資の補給を受けながら生活した。

(2) 輸送調整業務の概要

ONUMOZの輸送調整業務は、我が国及びバングラデシュ

の輸送調整部隊の要員により行われ、その主な内容は、空港、港湾等における人員、物資等の受入れ及び送り出しに際しての調整であった。

中野成典 3等陸佐以下48名の自衛隊のモザンビーク派遣輸送調整中隊（以下「第1次輸送調整中隊」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成5年5月11日から逐次本邦を出発、同月17日までに全員がモザンビークに到着し、同月20日からONUMOZの二つの輸送調整部隊の一つとして業務を実施した後、同年12月3日までに帰国した。

次いで今浦勇紀 3等陸佐以下48名の自衛隊のモザンビーク派遣輸送調整中隊（以下「第2次輸送調整中隊」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成5年11月22日に本邦を出発、同月23日にモザンビークに到着し、第1次輸送調整中隊の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、平成6年6月18日までに帰国した。

さらに林田和彦 2等陸佐以下48名の自衛隊のモザンビーク派遣輸送調整中隊（以下「第3次輸送調整中隊」という。）は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成6年6月8日に本邦を出発、同月9日にモザンビークに到着し、第2次輸送調整中隊の業務を引き継ぎ、同業務を実施した後、平成7年1月8日までに帰国した。

我が国が派遣した第1次、第2次及び第3次の輸送調整中隊の各48名の要員は、38名がマプト州に、10名がソファアラ州に配

置され、輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整に係る業務を実施した。具体的には、ONUMOZ総司令部及び各地域司令部の司令部要員と密接に連絡をとりつつ、マプト空港及びベイラ空港並びにマプト港及びベイラ港において、輸送リストに従って、人員及び貨物の受付、確認、輸送地ごとの仕分け、調整等に従事した。我が国の輸送調整中隊による派遣期間中における実績は、取扱件数延べ約12,100件、人員延べ約119,000名、貨物延べ約12,100トンに上った。

我が国の輸送調整中隊の要員は、週末を含め早朝や夜間においても空港等で精力的に業務に従事し、休日であっても無線機を携行する等により、常に不測の事態に備えた。

要員は、気象条件等の厳しい環境下で長期にわたり天幕に野営し、食料、飲料水、電気等についてはポルトガル部隊等の支援を受け、必要に応じて我が国からの物資の補給を受けながら生活をした。

(3) 航空自衛隊による補給の実施

航空自衛隊は、C-130H型輸送機を平成5年12月29日から平成6年1月7日にかけて、タイ王国、モルディヴ共和国及びセイシェル共和国を経由して、本邦とモザンビークの間を運航し、司令部要員及び輸送調整中隊のための物資の補給を行うことにより、現地での円滑な活動を支援したが、これは要員の士気の高揚に資するものであった。

(4) 選挙監視業務の概要

モザンビークにおける和平プロセスの締めくくりとして位置づけられた大統領及び国会議員の選挙は、平成6年10月27日から29日の3日間にわたり実施された。同選挙に当たってのONUMOZによる選挙監視業務は、全国に設けられた約2,700の投票所を約2,300名（うちONUMOZ職員等の選挙監視要員を除く約600名は、我が国を含む国際連合加盟国から派遣されている。）の選挙監視要員が分担する形で行われた。

ポルトガル語等必要な知識及び能力を有する我が国の選挙監視要員15名（国家公務員3名、地方公務員1名、民間人11名）は、国際平和協力本部による研修等を経て、同年10月20日に本邦を出発、同月22日から2日間、南アフリカ共和国のヨハネスブルクで国連による研修を受けた後、同月24日に各担当地域（マプト州6名、ソファラ州3名、ザンベジア州3名、ナンブラ州3名）に配置された。これらの選挙監視要員は、大統領及び国会議員の選挙の監視業務に従事した後、同月31日までにモザンビークを出発し、同年11月5日までに帰国した。

我が国の選挙監視要員は、他国の要員とチームを組み、担当投票所においてONUMOZ作成の評価基準に基づいて、投票が自由かつ公正に行われているか及び開票手続が公正に行われているかについて、投票の秘密保持に配慮しつつ監視し、投票及び開票手続について評価を行ったが、一部の要員の業務は昼夜にわたった。また、要員の生活環境は天幕又は民家に宿泊する等必ずしも十分でない場合があった。

平成6年10月26日、最大野党であるモザンビーク民族抵抗運動が選挙のボイコットを表明し、投票初日、一部の投票所から自党の監視員を引き上げるなどの混乱があったものの、翌日には選挙に復帰し、ONUMOZの監視の下で、投票は全体として円滑かつ平穏に行われた。

平成6年11月19日、モザンビーク国家選挙管理委員会が発表した大統領等選挙の最終開票結果によれば、全投票数は約540万票（投票率約88%）で、有効投票数の約53%を獲得した与党モザンビーク解放戦線のチサノ氏が大統領に選出され、同年12月9日、新大統領として就任した。

選挙結果の発表を受けて、ONUMOZのアイユーロ特別代表は、選挙が自由かつ公正に行われた旨声明を発表した。

3 まとめ

モザンビークにおける和平プロセスの締めくくりとして位置づけられた初の民主的な選挙に基づいて、新しい政権が発足したことに示されたとおり、ONUMOZによる活動は、モザンビーク和平の達成に重要な役割を果たしたと国際的に広く認識されている。我が国としても、人的な面を含め、これに対して貢献をなしたことの意義は大きい。

今回のモザンビーク国際平和協力業務の実施は、自衛隊の部隊等によるものとしてはカンボディア国際平和協力業務に次いで二度目であり、アフリカにおいては初めてのものである。また、司令部要員の派遣は我が国として初めてのものであった。一方、モ

ザンビーク国際平和協力業務全体としては、司令部業務、輸送調整業務、選挙監視業務及び物資協力と多角的な協力を実施し、自衛隊の航空機として初めてのアフリカへの運航も行われるなど、幅広い活動であった。派遣期間についても、約1年9か月間の長きにわたった。

我が国の要員は、その能力を生かして効率的に業務を遂行し、その誠実で正確な仕事ぶりは、共に業務に従事した世界各国からの要員、モザンビークの官民を始めとして国際社会から高い評価を得た。また、今回のモザンビークへの長期にわたる派遣で我が国が所期の成果を納め得たのは、国際連合平和維持活動への我が国のグローバルな協力に対する国民の理解によるものであったといえる。



モザンビーク国際平和協力隊の派遣の準備や業務の円滑かつ効率的な実施のために、我が国としてカンボディア等への派遣の経験に基づき、最大限の努力をしたことは言うまでもないが、なお改善すべき点もなしとせず、今回の教訓を踏まえ、今後に向けて検討を進めていくこととしたい。

モザンビーク国際平和協力隊の派遣に当たっては、二度にわたり調査団を派遣し、現地情勢の把握、具体的業務内容、派遣人数等の調査を行ったところであるが、今後、調査に当たっては今回の派遣の経験を適切に反映させるとともに、部隊の展開等他国の活動状況についても十分に調査し、参考としていくことが望まし

い。また、輸送調整中隊の展開に際し、宿营地・支援部隊を円滑に確定できなかったこと等から、展開に関する要領についての現地関係者等との調整については、万全を期する必要がある。

司令部業務分野はONUMOZの活動の要として位置づけられるものであり、同分野に派遣された要員の活動は、ONUMOZ内でも高く評価された。また司令部要員の派遣は、我が国の輸送調整中隊と司令部との連絡調整を容易にする等、我が国の国際平和協力隊全体の業務の円滑な実施に資するものであり、同分野における業務の実施が我が国にとって有意義なものであることが改めて明らかとなった。このことから、同分野における協力は、今後とも我が国にとって重要であると考えられる。

今回派遣された我が国の輸送調整中隊は、食料、飲料水等についてポルトガル部隊等による支援を受けて生活する状況であったため、我が国の要員との勤務時間帯及び生活習慣の相違、支援部隊の事情等により、生活面で影響を受けることとなった。今後、自衛隊の部隊等を派遣する場合、その規模、編成及び運営についての検討に当たっては、要員の能力の最大限の発揮のため一層の配慮をする必要がある。

また、モザンビーク国際平和協力業務の実施に当たっては、新たに開設したモザンビーク日本国大使館を始めとする関係在外公館等により、我が国として現地における要員、部隊の支援に万全を期した。

モザンビークにおいては、紛争当事者の和平への意思が強く、紛争当事者間の停戦合意、国際連合平和維持活動の受入れに対する同意が確立していたことが、ONUMOZの成功につながった。またONUMOZの活動が成功裡に終了したことにより、国際の平和と安全のためにこのような国際連合平和維持活動の果たす役割について、改めて評価が高まった。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を国際平和協力法の実施の在り方についての見直しや今後の業務の実施に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考1)

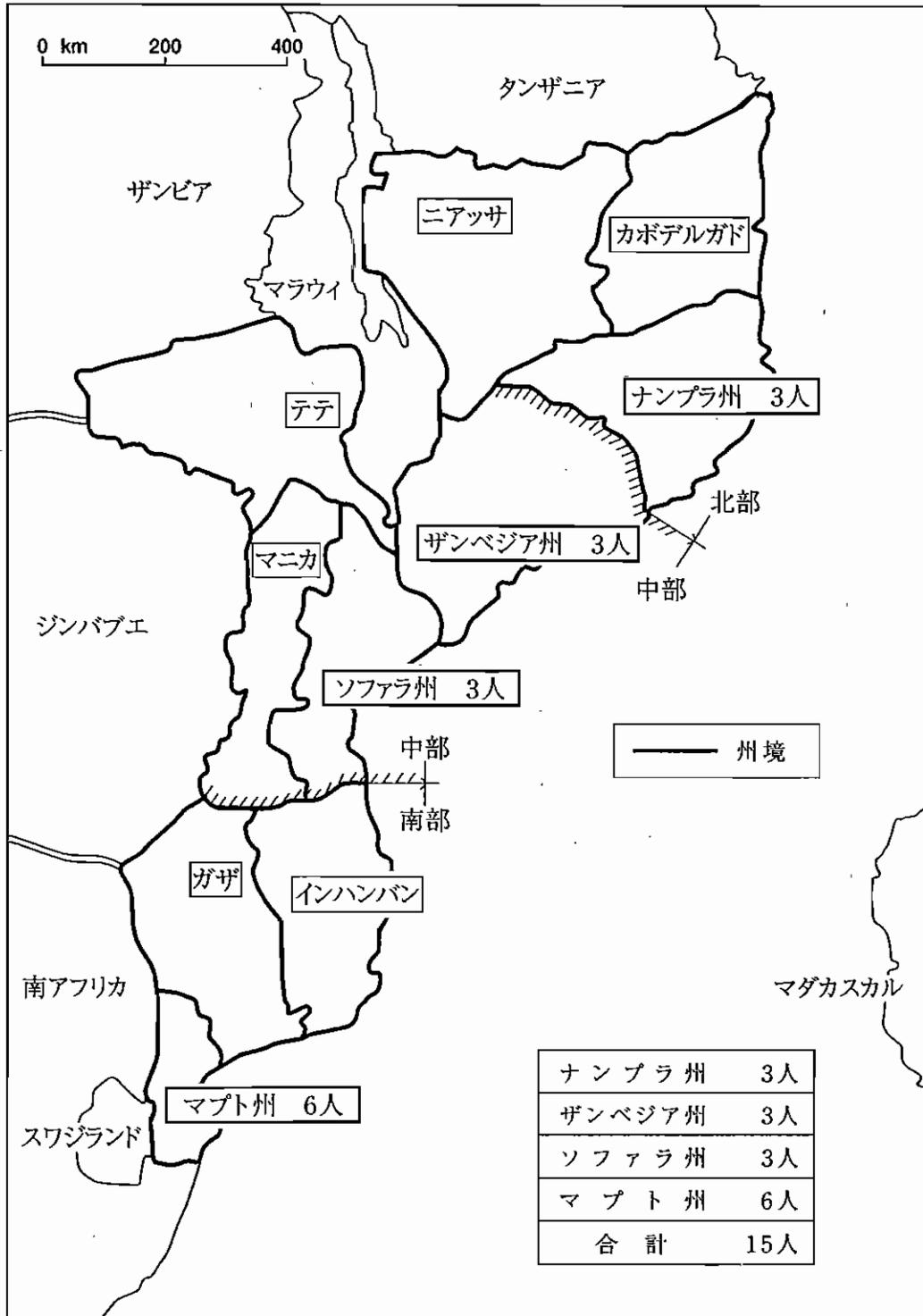
モザンビーク国際平和協力隊派遣の経緯

平成4年10月4日	モザンビーク包括和平協定署名
12月16日	国際連合安全保障理事会（以下「安保理」）決議により国際連合モザンビーク活動（以下「ONUMOZ」）設立 （平成5年10月31日まで）
平成5年4月27日	「モザンビーク国際平和協力業務の実施について」及び「モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令（以下「政令」）」閣議決定
5月11日	第1次輸送調整中隊出国
5月14日	第1次司令部要員出国
10月29日	安保理決議によりONUMOZの活動期間の延長 （同年11月5日まで）
11月5日	安保理決議によりONUMOZの活動期間の延長 （平成6年5月5日まで）
11月12日	モザンビーク国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」） 及び政令の変更（平成6年7月31日までの期間の延長等）
11月22日	第2次輸送調整中隊出国
12月3日	第1次輸送調整中隊帰国
12月29日	C-130H型輸送機を本邦とモザンビークの間で運航 （平成6年1月7日まで）
平成6年2月23日	安保理決議によりONUMOZに文民警察部門を設立
5月5日	安保理決議によりONUMOZの活動期間の延長 （同年11月15日まで）
5月18日	第2次司令部要員出国
5月29日	第1次司令部要員帰国
5月31日	実施計画及び政令の変更 （平成7年2月15日までの期間の延長）
6月8日	第3次輸送調整中隊出国
6月18日	第2次輸送調整中隊帰国
10月11日	実施計画及び政令の変更（選挙監視業務の追加等）
10月20日	選挙監視要員出国
10月27日	大統領及び国会議員選挙（同月29日まで）
11月5日	選挙監視要員帰国
11月15日	安保理決議によりONUMOZの活動期間の延長

(モザンビーク新政府樹立まで)

12月9日	チサノ氏大統領就任、ONUMOZの活動期間の終了
平成7年1月8日	第3次輸送調整中隊帰国
1月27日	第2次司令部要員帰国

選挙監視要員配置図



(参考4)

ONUMOZの概要

